

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 8 月 21 日（金）第 747 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○生産事業者の登録

（森林経営課取扱い） 1

○道路の区域の変更

（道路維持課取扱い） 1

○道路の供用の開始

（道路維持課取扱い） 1

公

告

○開発行為に関する工事の完了公告（2件）

（建築課取扱い） 2

告

示

鹿児島県告示第482号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 8 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第8084号	来條 忠夫 志布志市志布志町安楽 2182番地1	種穂の採取 幼苗の育成	来條 忠夫 志布志市志布志町安楽 2182番地1

鹿児島県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 8 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	西之表南種子線	西之表市安城字宝野本2675番1地先から同市安城長久保国有林1115ち林小班地先まで	前	6.3～36.6	1,344.0
			前	11.0～68.8	1,268.3
			後	6.3～36.6	1,344.0
			後	9.2～68.8	1,268.3

鹿児島県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 8 年 8 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田 康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	西之表南種子線	西之表市安城字宝野本 2675 番 1 地先から同市安城長久保国有林 1115 ち林小班地先まで	令和 8 年 8 月 21 日

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

いちき串木野市川上字安茶 51 番 1、51 番 2 の一部、51 番 3 の一部、52 番、53 番、54 番、55 番、57 番 1 の一部、57 番 2、57 番 3 の一部、59 番の一部、60 番 2、62 番 1、62 番 2、63 番、64 番 1、64 番 2、65 番 1、65 番 2、66 番 1、66 番 2、66 番 3、67 番 1 の一部、67 番 2 の一部、67 番 4、69 番 1、69 番 2、70 番 1、70 番 2、71 番 1、71 番 2、72 番 1、72 番 2、73 番 1、73 番 2、73 番 3、74 番 1、74 番 2、75 番 1、75 番 3、77 番 1、77 番 2、78 番 2、80 番、81 番、82 番 1、83 番 1、83 番 5、53 番地先里道の一部、54 番地先水路、57 番 1 地先水路の一部、66 番 3 地先里道の一部、66 番 3 地先水路の一部、69 番 1 地先水路の一部、72 番 1 地先里道及び 80 番地先里道

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 いちき串木野市川上字安茶 57 番 3 の一部、59 番の一部、60 番 2 の一部、62 番 2 の一部、63 番の一部、64 番 2 の一部、65 番 2 の一部、66 番 2 の一部、67 番 2 の一部、53 番地先里道の一部、54 番地先水路の一部、57 番 1 地先水路の一部、66 番 3 地先里道の一部及び 66 番 3 地先水路の一部

水路 いちき串木野市川上字安茶 69 番 1 の一部、70 番 1 の一部、80 番の一部、81 番の一部、82 番 1 の一部、83 番 1 の一部、83 番 5 の一部、69 番 1 地先水路の一部及び 80 番地先里道の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

いちき串木野市昭和通 133 番地 1

いちき串木野市土地開発公社

理事長 出水喜三彦

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南九州市知覧町郡字十文字 17327 番、17327 番 1 及び 17327 番 2 の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

南九州市知覧町郡 6204 番地

南九州市長 塗木弘幸